

ウズベキスタン共和国

2022年8月16日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
同 [柳田 忍](#)
同 [殿井健幸](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年7月26日
法律事務所	Dentons Tashkent
担当弁護士	Ulugbek Abdullaev (Counsel)
連絡先	ulugbek.abdullaev@dentons.com, tashkent@dentons.com

個人情報保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2019年7月2日付け個人データ法第547号 <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://lex.uz/docs/4396419 - 施行状況 : 2019年6月2日施行、2021年4月16日改正法施行 - 対象機関 : 公的部門、民間部門 - 対象情報 : 識別された個人または識別可能な個人に関連する電磁的記録、紙、および（または）その他の有形媒体に記録された情報。 																	
個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定 : なし APECのCBPRシステム : なし</p>																	
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 責任の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>		① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。																	
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。																	
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																	
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。																	
⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。																	
⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。																	
⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。																	
⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。																	

その他本人の
権利利益に重
大な影響を及
ぼす可能性の
ある制度

- 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの
 - ーウズベキスタン国民の個人データの収集、体系化、保存は、ウズベキスタン共和国の領土内に物理的に存在する技術的手段で行わなければならない。そのような適格データを保持するデータベースはウズベキスタンの国家データ保護当局に正式に登録されていなければならない。
 - ーデータローライゼーションの要件に従わない場合、ウズベキスタン領土内のウェブサイトへのオンラインアクセスが制限されることがある。
- 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの
 - ー個人所有の個人データへの政府のアクセスは、以下に基づいて可能となっている。
 - a) 裁判所が発行する令状
 - b) 検察官が発行する令状
 - c) 所定の事案においてその他の法執行機関によって発行された令状

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/